平成２９年（フ）第１５号
岩手県下閉伊郡田野畑村松前沢31番地27　松前沢団地７号、旧住所岩手県下閉伊郡岩泉町中島字長内140番地　小本仮設住宅２－５
破産者　橋本　和昭
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１６号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字滝の上53－９　滝の上仮設住宅１－６、住民票上の住所岩手県下閉伊郡岩泉町門字滝の上15番地１
破産者　佐々木直樹
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１５１号
仙台市青葉区川平３丁目33番４－402号、従前の住所仙台市泉区南光台１丁目23番５号　エスライトヒルズＣ－102
破産者　千葉　貴裕
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
仙台市青葉区愛子東３丁目15番２号　メゾン・ボウ・リバージュＡ－102
破産者　熊谷千栄子
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
仙台市青葉区貝ケ森４丁目21番16号、従前の住所仙台市青葉区八幡５丁目３番10－402号
破産者　伊藤　浩之
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
仙台市若林区中倉３丁目２番18号　シャトル中倉102
破産者　村松　善徳
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
宮城県多賀城市八幡３丁目４－30　ライフピア３－303、住民票上の住所宮城県加美郡加美町字中嶋南原畑10番地
破産者　早坂　　浩
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２８号
仙台市青葉区落合２丁目６番８－501号、開始決定時の住所仙台市青葉区折立１丁目７番10号
破産者　吉田　　歩
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
仙台市若林区霞目２丁目34番27号
破産者　佐々木晴彦
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目22番24号　パーセル旭ケ丘105、従前の住所仙台市泉区住吉台西２丁目21番地の３
破産者　山田　則行
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
秋田県大仙市四ツ屋字**桧**田22番地
破産者　竹内　敏夫
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第５１号
秋田県大仙市四ツ屋字**桧**田22番地
破産者　竹内ヒサ子
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市久村221番地　シャトル久里浜202
破産者　宗像　誉人
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５９号
相模原市緑区若柳970番地５　豆の木ハウス102号室
破産者　矢島麻由子
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８号
富山県射水市海王町21番地　グッドヒルズ海王507
破産者　田中　　薫
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第７５８号
名古屋市緑区鳴海町字砦17番地　砦公園パークマンション307号
破産者　尾関　和彦
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６６号
大阪市東成区東今里２丁目14番15－601号、前住所大阪市東成区中本５丁目12番41－1303号
破産者　福西　建二
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部